

この説明書は、令和5年3月9日付け十和田市告示第80号で公告した一般競争入札に関する説明書です。

1 入札物件

公告及び仕様書のとおり。

※予定価格は非公表です。

2 入札参加資格申請時に必要な書類等

(1) 入札参加申請書〔様式1〕

(2) 使用印鑑届〔様式2〕

(3) 身分証明書

参加者が個人の場合は身分証明書、法人の場合は登記事項証明書を提出すること。

(4) 納税証明書（写し可）

①国税 法人：納税証明書その3の3 個人：納税証明書その3の2

②市税 法人：法人市民税、固定資産税 個人：市民税、固定資産税、国民健康保険税

※②は市内事業者のみ提出すること。

(5) 委任状（その1）〔様式3〕

（代表者が、支店・営業所等の長に委任する場合は提出してください。）

(6) 誓約書〔様式4〕

※ただし、令和4年度十和田市物品等有資格者名簿に登録のある者（十和田市契約規則第5条第1項各号の規定に該当する者）は、(2)～(6)に関する提出を免除する。

3 入札の方法

(1) 郵送及び電送による入札は認めない。

(2) 予定価格に達しない場合の入札執行回数は、3回を限度とする。

(3) 契約金額は、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札書には、見積もった希望契約金額の110分の100に相当する額を記載すること。

(4) 入札開始時刻の10分前までに入札会場にて受付すること。

4 入札当日に必要な書類

(1) 入札書〔様式5〕

(2) 委任状（その2）〔様式6〕（代理人により入札に参加する場合は提出してください。）

(3) 印鑑（使用印鑑又は代理人使用印）

(4) 身分証明書（来場者の運転免許証等の写し等）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除とする。ただし、落札者が契約を結ばないときは落札金額（入札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除とする。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

6 入札に係る注意事項

- (1) 入札に際しては、あらかじめ売払い物品の現況等を確認の上、入札すること。
- (2) 印鑑は提出書類すべてに同じものを使用すること。また、当日は印鑑を持参すること。
- (3) 法人の場合は代表者印を押印すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合は、委任状（その2）の提出がなければ入札に参加することはできない。
- (5) 委任状（その1）を提出した場合は、入札書を代理人名義で作成し使用印鑑届に使用した印鑑を押印すること。委任状（その2）を提出した場合は、入札書を受任者名義で作成し、受任者使用印を押印すること。
- (6) 入札金額は、算用数字でペンまたはボールペンで記入し、金額の前に必ず「¥」をつけること。
- (7) 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直すこと。
- (8) 入札金額は消費税及び地方消費税を含めない金額を記入すること。
- (9) 十和田市契約規則（平成17年十和田市規則第75号）第4条に規定する入札心得書を遵守すること。
- (10) 当日は、内容説明等を行わないので、不明な点はあらかじめ問い合わせすること。
- (11) 開始時刻に遅れた場合は棄権とみなす。

7 入札の無効

以下に掲げる入札は無効とする。

- (1) 参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 入札書の記載事項に不備がある入札。
- (3) 金額を訂正した入札。
- (4) 明らかに連合であると認められる入札。
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札。

8 関係書類

入札参加申請書等の書類については、十和田市総務部管財課で配付する。（市のホームページからもダウンロード可。）

○様式1：入札参加申請書

○様式2：使用印鑑届

○様式3：委任状（その1）

※代表者が、支店・営業所等の長に委任するもの

○様式4：誓約書

○様式5：入札書

○様式6：委任状（その2）

9 その他

- (1) 入札に参加しようとする者が開札日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。
- (2) 提出された申請書類は返却しない。

(3) 説明書にない事項については、十和田市契約規則による。

■問い合わせ先

十和田市総務部管財課 契約係 電話：0176-51-6714（直通） FAX：0176-25-2049

